

公印省略

4 介 第 1 4 1 5 号
令和 4 年 7 月 28 日

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

このことについて、厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

濃厚接触者の待機期間の短縮については、「「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に関する周知について」（令和 4 年 7 月 28 日 4 介 第 1414 号）においてお示ししたところですが、介護従事者が濃厚接触者となった場合、下記の要件を満たす限りにおいて職務に従事することが可能となりました。

詳細については、別紙厚生労働省事務連絡を御確認いただきますようお願いいたします。

記

【主な要件】

- 新型コロナワクチンの追加接種後 14 日間経過後に濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原検査により検査を行い、陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。